

【市川市版】
医療的ケアが必要なお子さんと
ご家族の支援ガイドブック



2026年5月作成

【作成元】市川市こども家庭部発達支援課

市川市大洲 4-18-3

電話：047-370-3577

平日 9時から 17時

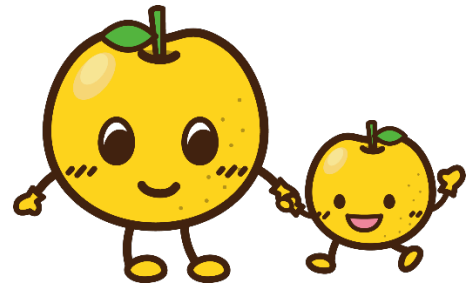


市川市医療的ケア児等
コーディネーター
事務局

..... はじめに

このガイドブックは、医療的ケアのあるお子さんとそのご家族が、市川市で安心して生活できることを願って作成しました。

医療的ケア児に関わる多くの方々に活用していただき、日々の生活のお役に立つことができれば幸いです。

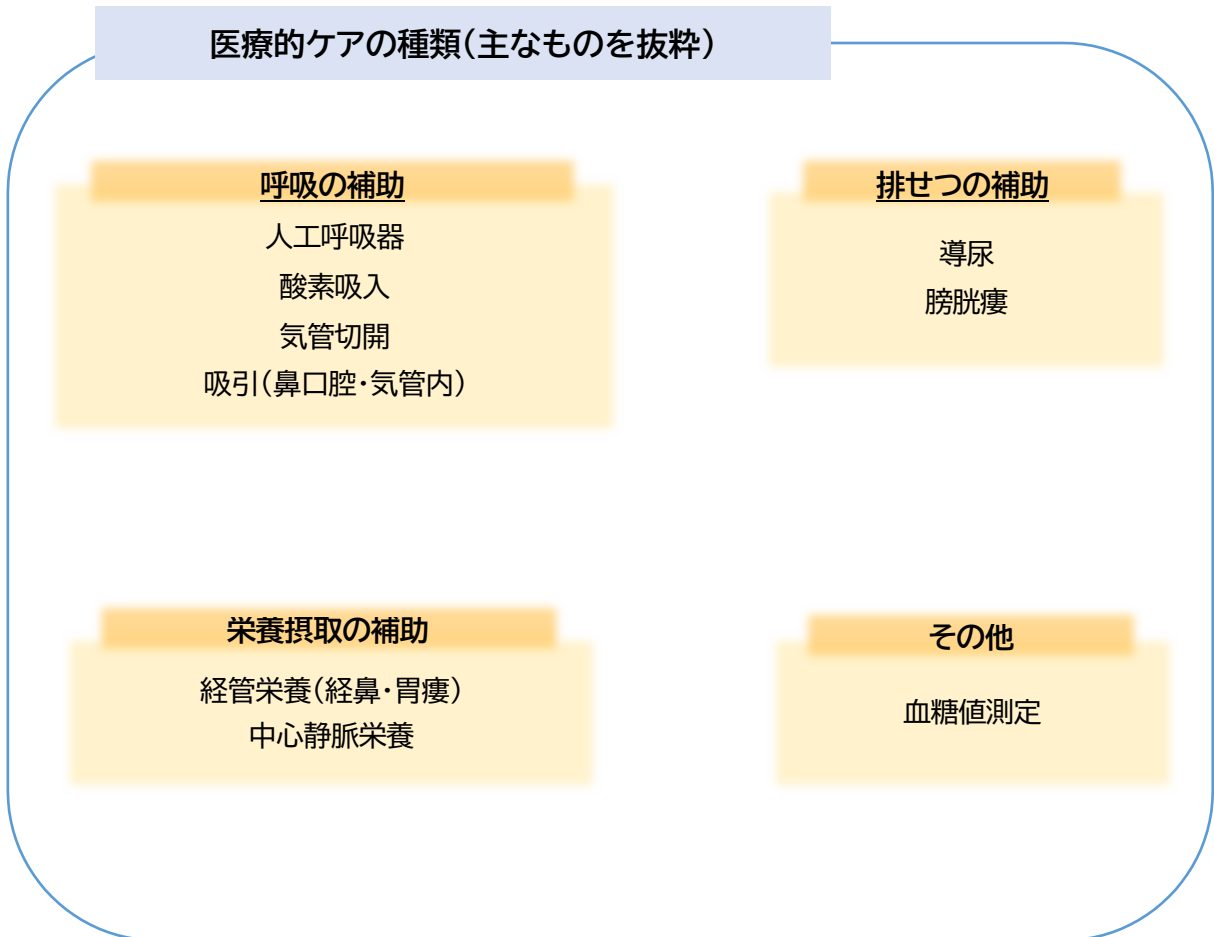


..... 目次

1. 医療的ケアとは	3
2. 相談できる人・つないでくれる人	4-5
3. 退院に向けての準備	6-7
4. ライフステージごとの各種制度と問い合わせ先.....	8-10
5. 退院後の生活の中で受けられる支援	11-12
6. 市役所相談窓口	13-14
7. 災害、停電、機器の故障等の緊急時に備えて.....	15
8. 関係機関・団体等	16

1. 医療的ケアとは

医療的ケアとは、医師や看護師の指導のもと、日常生活や社会生活をおくることを目的として、本人や家族などが行う医療行為をいいます。



2. 相談できる人・つないでくれる人

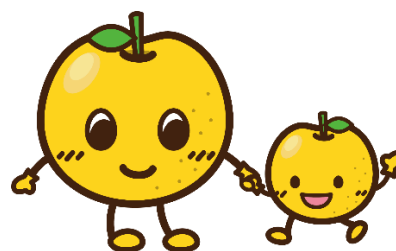


誰がどんなサポートをしてくれるのか、
まずは、「医療的ケア児等コーディネーター(★)」へご相談
ください

	支援者	役割	主な機関
医療	医師 訪問診療医師 歯科医師	診察、投薬、処置、医療的ケアやリハビリなどの指示を行う	病院・診療所 訪問看護ステーション
	看護師 訪問看護師	入院中の看護ケア、入退院に関わる支援、在宅生活に関わるケアを行う	
	栄養士	食事に関する相談を行う	
	薬剤師	お薬に関する相談を行う	
	ソーシャルワーカー	在宅生活に向けた関係機関との連絡、調整を行う	
	理学療法士	寝返る、起き上がる、立ち上がる、歩くなどの日常生活を行う上で基本となる動作の訓練や指導・助言を行う	
	作業療法士	食事、歯磨き、更衣などの日常生活動作に関する訓練や指導・助言を行う	
	言語聴覚士	話す、聞くなどのコミュニケーションに関する訓練や指導・助言を行う	
保健	保健師	・育児や子どもの発達などに関する相談を行う ・ライフステージの節目(就園時や就学時など)に関する相談、及び、関係部署との保健や福祉に関する連絡・調整を行う	こども家庭センター 千葉県市川保健所
福祉	相談支援専門員	・困りごとを整理し、活用可能なサービスや、専門機関の紹介 ・サービス等利用計画の立案や支援者の調整	相談支援事業所
	ヘルパー	自宅での食事介助や入浴介助などの生活支援や介護支援	居宅介護支援事業所

福祉	★医ケア児等コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・退院カンファレンスへの参加や、在宅移行のための連絡・調整 ・保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスの総合調整 	発達支援課 障がい者支援課 幼保施設管理課 らいおんハート福祉ケア事業所市川
教育	相談員 教員	<ul style="list-style-type: none"> ・就学や学校生活に関する相談 ・子どもの発達やニーズに応じた教育 	教育センター 幼稚園 小中学校 高等学校 特別支援学校
その他	市役所職員 保健所職員	<ul style="list-style-type: none"> ・制度や福祉サービス、施設等の利用についての説明や申請手続き 	障がい者支援課 こども家庭相談課 発達支援課 千葉県健康福祉センター（市川保健所）

多職種がチームとなり、ご家族と一緒に支援について考えていきます。



3. 退院に向けての準備

退院が決まると、お子さんと一緒に自宅で過ごすことができることへの喜びがある反面、今まで医療機関で行ってきたケアを自宅で行うことへの緊張感や、お子さんの体調面の変化などについて、不安もあると思います。

自宅で一緒に過ごすことで、医療的ケアを生活の中に取り入れ、お子さんの成長を間近で感じながら、ご家族なりのケアを整えていきます。

【ご家族が準備すること】

入院中から、自宅での生活を想定した準備を行う必要があります。

病院の医療ソーシャルワーカーや退院調整担当の看護師と相談しながら準備を進めていきましょう。

生活環境のこと

☑ ご自宅の環境調整をしましょう

ご自宅での生活に向けて、お子さんが使うベッドや医療機器、医療物品などの準備をしましょう。医療機器の電源が確保できるように部屋のコンセントの場所などを確認しながらレイアウトを考えましょう。

*医療機器の中には給付やレンタルが出来るものがあります

退院後に利用する訪問看護ステーションが決まっていれば事前に相談してみましょう

☑ 移動手段をどのようにするか考えましょう

医療機器が必要なお子さんは、かなりの荷物量になりますので、大きいサイズの自動車が便利です。また、お子さんの体格や障がいの内容により、一般のベビーカーを利用するか、専用のバギーを作製するかを早めに検討しましょう

医療的ケアのこと

☑ 医療機器の使い方やケアの方法を覚えましょう

可能であればご両親でケアの方法を覚えましょう

☑ トラブルが起こった際の対応を練習しましょう

機器のトラブル、お子さんの体調が急に変わった時など、どこに連絡をすればよいか、わかりやすい場所にメモしておきましょう

☑ 入院中に外泊の体験をしましょう

自宅でお子さんと一緒に過ごし、医療機器の操作方法や1日のスケジュールの確認、外出時の確認などを行きましょう

制度のこと

☑ 制度利用の申請の手続きを始めましょう（詳細は 9, 10ページ参照）

医療費の助成や手帳の申請などは、発行までに時間がかかるものが多いです。
制度の内容を確認し、入院中から申請できるものは手続きを始めると安心です。



【病院・支援者が準備すること】

☑ 退院前カンファレンスの実施

退院支援看護師等が中心となり、ご家族の意向を確認しながら、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション、市役所職員等、自宅での生活を支える支援者を集めて、ご家族と一緒に具体的な支援内容についての話し合いを行います。

☑ 訪問診療や訪問看護等に必要な書類の準備

在宅での診療や看護、リハビリ等の実施に必要な、医師の指示箋を作成してもらいます。

4. ライフステージごとの各種制度と問い合わせ先

医療的ケアのあるお子さんやご家族が利用できる制度やサービスがあります。お子さんの年齢や状態により、利用できるものは異なります。

詳細については、各問合せ先までお問い合わせください。

【手当】

制度	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 校～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～	問合せ先	
児童手当	市川市に住む高校生年代（18歳になった年の最初の3月31日）までの児童を養育している方	→								
児童扶養手当	市川市に住む離婚や死亡等の理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった年の最初の3月31日）を養育している方。ただし重い障害がある児童の場合は20歳未満まで延長 ※所得制限あり、年金による支給制限あり	→							⇨	子育て給付課 712-8539
市川市心身障がい児福祉手当（市）	20歳未満の障がい児で以下の1～3に該当する方を監護している保護者の方 ※対象外となる場合があります	→								障がい者支援課 （給付グループ） 712-8512
特別児童扶養手当（国）	重度または中程度の障がいの状態にある児童（20歳未満）の父母または養育者。 ※対象外となる場合があります	→								障がい者支援課 （給付グループ） 712-8512
障害児福祉手当（国）	20歳未満の方で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方。 ※対象外となる場合があります	→								障がい者支援課 （給付グループ） 712-8512

制度	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 校～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～	問合せ先
難病患者等福祉手当	難病患者の方等 ※所得制限あり、他の福祉手当との重複受給制限あり	→							障がい者支援課 (給付グループ) 712-8512
		1. 千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、千葉県特定疾患医療受給者証をお持ちの方 2. 20歳未満で唇顎口蓋裂の方							
障害基礎年金	国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、 <u>初診日</u> （障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある方	→							日本年金機構 ねんきんダイヤル 0570-051165 03-67001165

【医療費助成】

制度	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 校～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～	問合せ先
市川市子ども医療費助成	市川市に居住し健康保険に加入している、0歳から高校生相当年齢（18歳になった年の最初の3月31日）までの児童	→							子育て給付課 712-8539
市川市ひとり親家庭の父母等医療費等助成制度	市川市に居住し、児童（18歳になった年の最初の3月31日まで）を監護しているひとり親家庭の親等。ただし重い障害がある児童の場合は20歳未満まで延長 ※所得制限あり。児童扶養手当の所得制限に準じる。	→							
未熟児養育医療給付	市川市に住民票があり、身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めた乳児※に対して、その必要な医療費を公費で一部負担する ※出生から1歳の誕生日の前々日まで	→							こども家庭相談課 712-8554
重度心身障がい者（児）医療費助成	医療機関に支払った保険診療の自己負担を助成。（入院時食事療養費、介護保険サービスの自己負担等は除く）	→							障がい者支援課 (給付グループ) 712-8512
		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級 ・療育手帳(A)・Aの1を所持する方 ・身体障害者手帳3級で療育手帳Aの2・Bの1を所持する方 ・精神障害者手帳1級を所持する方 							

制度	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校～	中学 校～	高校 ～	18歳 ～	20歳 ～	問合せ先	
育成医療 (自立支援医療)	身体に障害のある児童(18歳未満)が、手術などの治療により、その症状が除去、軽減することができ日常生活が容易になると認められる場合に、その治療費に要する医療費の一部を公費により負担する。	→								障がい者支援課 (福祉グループ) 712-8513
小児慢性特定疾病 医療費助成	国が定める慢性疾病にかかっている18歳未満の児童(18歳到達時点において対象で、引き続き治療が必要な場合には20歳到達まで)であって、疾病ごとの状態が国基準に定める程度にある方に医療費の一部を公費で負担する。	→						⇨		千葉県市川保健所 地域保健課 377-1102
指定難病医療費 助成	難病と診断され対象疾患の診断基準を満たした場合、医療費の一部を公費で負担する。	→								

【福祉用具購入・作成の助成】

種類	対象者	問合せ先
小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具購入費助成	小児慢性特定疾病医療費支給認定を受け、在宅療養をしており 各助成対象用具の要件を満たす方	障がい者支援課 (福祉グループ) 712-8513

※福祉用具の購入・作製には、身体障害者手帳の制度も利用できます。

詳しくは、障がい者支援課までお問合せください。

【障害者手帳】

種類	対象者	問合せ先
療育手帳	知的に障害のある方	障がい者支援課 (福祉グループ) 712-8513
身体障害者手帳	身体に障害のある方	
精神障害者保健福祉手帳	精神に障害のある方	

障害者手帳を取得すると福祉サービスが受けられるほかに、税金の減免や公共交通機関の運賃割引などが受けられます。

障害福祉の各種サービスが対象にならないお子さんであっても、小児慢性特定疾病に該当するお子さんであれば日常生活用具の給付や移送費助成、一時介護料助成などを利用できる場合があります。
詳しくは、障がい者支援課までお問合せください。

5. 退院後の生活の中で受けられる支援

【医療】

自宅で生活を送るために必要な医療は、かかりつけの病院の主治医や看護師、医療ソーシャルワーカーなどに相談しましょう。

訪問診療	訪問診療の医師が定期的に往診を行います
訪問看護	訪問看護師が自宅を訪問し、お子さんの看護ケアだけでなく、ご家族の心や身体のケアも行います
訪問リハビリ	リハビリの専門職が自宅を訪問し、医師の指示のもと姿勢や運動など日常生活動作についてのアドバイスや、食事、飲み込みの訓練などお子さんの発達を促すためのリハビリを行います
訪問歯科	歯科医師、歯科衛生士が自宅を訪問し、歯科治療や口腔ケアを行います
歯科衛生士	
薬剤師	薬剤師が自宅を訪問し、薬の配達、服薬指導、残薬管理を行います
訪問栄養士	栄養士が自宅を訪問し、医師の指示のもと栄養指導や食事管理を行います

【福祉】

【障害福祉サービス（自立支援給付）の一例】

計画相談支援	相談支援専門員が障害福祉サービス等の利用に関して利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにその利用状況に関してモニタリングを行い、必要に応じてサービスを提供している事業者等と連絡調整を行います
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して着替えや入浴等の身体介護や、掃除や洗濯等の家事援助、病院等への通院の通院等介助を行います
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気やその他の理由により、一時的に自宅で介護ができなくなった場合に、短期間・夜間も含め施設でお子さんを預かり、入浴、排せつ、または食事等の介護や日常生活上の援助を行います
補装具の交付・修理	義肢、装具、車椅子の交付や修理等を行います

【 障害児通所支援 】

児童発達支援	障害のある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応等必要な支援及び治療を通所により行います
放課後等デイサービス	障害のある小・中・高校生を対象に、放課後または休業日に生活能力向上に必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を通所により行います
保育所等訪問支援	障害のある子どもが在籍する保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等に専門職員が訪問し、集団生活に適応できるように支援を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、発達支援を行います

【 地域生活支援事業 】

移動支援事業	障がい者等の外出及び余暇活動等の社会参加に伴う外出の際に、移動を支援します
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族に対し就労支援や一時的な休息を支援します
日常生活用具給付	日常生活の利便を図るため、用具を給付しています

障害福祉サービスは、障害者手帳の有無、障害種別や程度（級）などの基準があるほか、病気や障害の程度、生活状況、収入など各種条件により、受けられるサービスと受けられないサービスがあります。詳しくは、障がい者支援課までお問い合わせください。

【療育に関する相談】

市川市こども発達センターや、民間の障害児通所支援事業所において各種療育を受けることができます。なお、お子さんに必要な医療的ケアは、看護師や、喀痰吸引の研修を修了した職員が行います。医療的ケアが必要なお子さんが通所できる事業所は、市公式 WEB サイトに掲載されている「障害児通所支援事業所一覧」をご覧ください。詳しくは発達支援課までお問い合わせください。

【教育に関する相談】

就学や、学校生活に関する相談ができます。

詳しくは、市教育センター相談室（320-3336）、教育センター行徳相談室（318-3223）までお問い合わせください。

6. 市役所相談窓口

【 子育てに関すること 】

担当窓口	場 所	問合せ先
こども家庭センター	八幡 1-1-1 市川市役所第 1 庁舎 2 階	711-0679
母子保健相談窓口「アイティ」	八幡 1-1-1 市川市役所第 1 庁舎 2 階	377-4511
	市川南 1-1-1 市川駅南口「ザ タワーズイースト 3 階」	377-4511 *こども家庭相談課
	南行徳 1-21-1 南行徳市民センター 4 階	359-8785
	未広 1-1-31 行徳支所 2 階	359-8785 *南行徳こども家庭センター
児童家庭支援センター・こうのだい	国府台 2-9-13 国府台母子ホーム	374-7716
いちかわファミリー・サポート・センター	[本部] 大洲 1-18-1 市川市急病診療・ふれあいセンター 2 階	377-5503
	【妙典支部】 妙典 6-2-45 妙典保育園 2 階	701-2321



【 福祉サービスや医療費、手当に関すること 】

担当窓口	場 所	問合せ先
障がい者支援課	八幡1-1-1 市川市役所第1庁舎 2階	
	[相談班] 障がい福祉サービスに関すること	712-8517
	[福祉班] 手帳などの手続きに関すること	712-8513
	[給付班] 手当や助成に関すること	712-8512
千葉県市川保健所 地域保健課	南八幡5-11-22 千葉県市川保健所（健康福祉センター）	377-1102

【 療育に関すること 】

担当窓口	場 所	問合せ先
市川市こども発達センター	市川市大洲4-18-3	370-3577

【 保育園・幼稚園等の案内に関すること 】

担当窓口	場 所	問合せ先
子育て相談窓口（子育てナビ）	八幡1-1-1 市川市役所第1庁舎 2階	711-0135
	未広1-1-31 行徳支所 2階	359-1208

【 保育園・幼稚園等の入園に関すること 】

担当窓口	場 所	問合せ先
こども施設入園課	八幡1-1-1 市川市役所第1庁舎 2階	711-1785

【 就学や学校生活に関すること 】

担当窓口	場 所	問合せ先
教育センター相談室	鬼高1-1-4	320-3336
	市川市生涯学習センター3階	
教育センター行徳相談室	未広1-1-31 行徳支所2階	318-3223

7. 災害・停電・機器の故障などの緊急時に備えて

かかりつけ医、訪問看護師、保健師、機器メーカーの業者、電力会社など、緊急時にどのように連絡を取るか、相談して確認しておきましょう。

また、予備の医薬品などについては、まずは、かかりつけ医と相談してください。

日頃から、ハザードマップなど防災情報を確認し、最寄りの避難所や風水害時における自宅の浸水想定を調べておきましょう。発災時は、家族との連絡も取れなくなる可能性がありますので、家族内においても、発災時を想定した連絡手段や連絡が取れるまでの生活等について相談しておきましょう。

①いざという時のために、電源を確保する方法を考えておきましょう

停電に備えて、外部バッテリーや無停電装置などの外部電源を確保しておきましょう。

▶ 市川市では、人工呼吸器用非常用発電機等の購入費用の一部を補助しています

障がい者支援課（市川市役所第1庁舎内） 047-712-8513

▶ マンションにお住まいの方は、事前に予備電源の有無を確認しておきましょう

②医療的ケアに必要な物品を用意しておきましょう

▶ 生活するうえで必要なものはお子さんそれぞれ異なりますので、事前に用意しておきましょう。

発災時は、物流やライフラインの復旧に時間がかかることが見込まれるため、1週間程度の家庭内備蓄を推奨しています。

▶ 事前に準備することが難しいものについては、発災時にどこで確保できるかなど確認しておきましょう。

▶ 衛生用品など消耗品の予備なども、非常用備蓄品に追加しておく心安いです。

③緊急時に、受け入れてもらえる病院や施設を確認しておきましょう

▶ 発災時に病院や施設で受け入れてもらえるか事前に確認しておきましょう。

▶ 発災時、自宅に倒壊や火災の危険がなければ、そのまま自宅で避難生活を送る「在宅避難」もできます。

普段から、家具の固定やガラスの飛散防止対策などをして、家の中の安全を確保しておきましょう。

▶ 自宅が危険な場合は指定避難所等に避難しましょう。

④災害時の避難のために個別避難計画を作成しましょう

▶ 災害時に一人で避難することが困難な方の名簿（避難行動要支援者名簿）の登録に加えて、あらかじめ「どこへ」「誰と」「どのように」避難をするのかを具体的に決めておく「個別避難計画」を作成しておきましょう。

地域共生課（第1庁舎内） 047-712-8518



市公式 web サイト
水害ハザードマップ



市公式web サイト
人工呼吸器用
非常用発電機等



市公式web サイト
地区別減災マップ



市公式 web サイト
避難行動
要支援者名簿

8. 関係機関・団体等

○ 千葉県医療的ケア児等支援センター

(千葉リハビリテーションセンターHP 内)

千葉県では、「医ケア法」に基づき、医療的ケアが日常的に必要なお子さんやそのご家族が適切な支援を受けられるようにするため、

「千葉県医療的ケア児等支援センター ぽらりす」を開設しています。

<https://www.chiba-reha.jp/>



千葉県医療的
ケア児等
支援センター

○ 全国医療的ケア家族会「アイライン」

医療的ケアが必要な当事者や家族、支援者をつなぐ全国ネットワークです。重い病気や障害があっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる社会作りのため、地域を超えた情報交換や啓発イベント開催などの活動を行っています。

<https://www.i-line.jp/>



全国医療的
ケア家族会
「アイライン」

○ 医療情報ネット（ナビイ）

医療情報ネット（ナビイ）では、全国の医療機関・薬局について、さまざまな方法で検索・情報収集ができます。

今すぐ近くで診療を受けたい場合、地域を問わず希望する設備やサービスを提供する医療機関を探したい場合など、さまざまな場面で活用できます。

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



医療情報ネット
(ナビイ)